

御堂筋パークレット(名称:いちょうテラス淀屋橋)設計施工業務委託 仕様書

1. 業務名称

御堂筋パークレット(名称:いちょうテラス淀屋橋)設計施工業務委託

2. 実施場所

大阪府中央区今橋四丁目1番地先

(御堂筋・淀屋橋三井ビルディング前)面積約38㎡(別紙1参照)

3. 事業目的

大阪のシンボルストリートである御堂筋では、人中心のみちへと空間再編をめざす今後の御堂筋のあり方や、民間と連携したまちづくりのあり方について取りまとめられた「御堂筋将来ビジョン」が2019年3月に大阪市により策定されました。その取組みのひとつとして、道路協力団体である一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク(以下「当会」という)と大阪府が連携し、御堂筋の将来像やにぎわいと憩い空間を創出するパークレットについて、その整備や運営等のあり方を検証することとしています。2021年度には大阪府からの委託により、当会がパークレットおよび地域情報案内板(デジタルサイネージ)の設計及び施工の発注、検証等を担うこととし、また、整備後は当会にて地域情報案内板(デジタルサイネージ)での広告掲出による収益を活用して維持管理を担うものとしています。

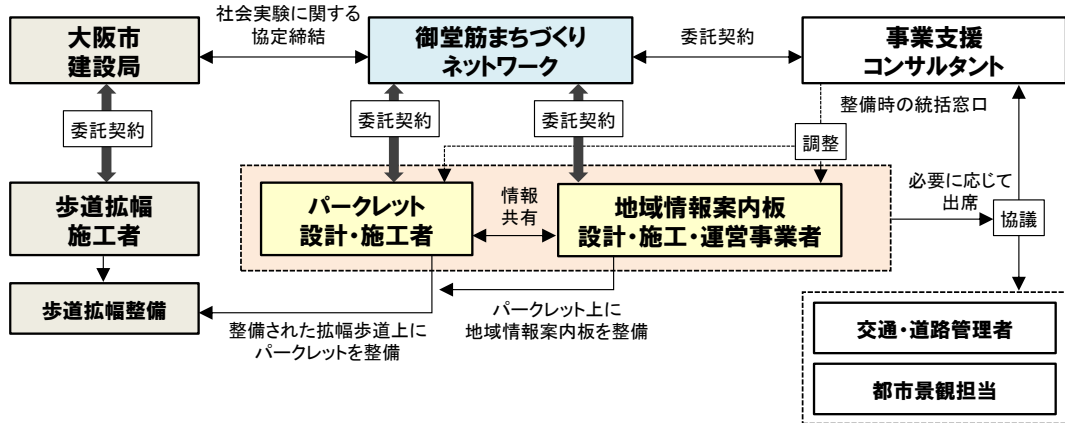
本業務は、「御堂筋将来ビジョン」のエリアテーマで示されている上質な賑わいと風格のある洗練されたビジネスエリアとしてふさわしい高質な空間の形成を行うとともに、滞留、交流といった多様な活用ができるパークレットの企画提案及び設計、施工を行うものです。

4. 契約期間

契約日から令和4年3月31日まで

5. 事業実施体制

本事業は、以下の体制で実施します。



(図表) 事業実施体制図

6. 業務工程(予定)

本業務の工程(予定)を以下に示します。

年度		2021年												2022年		
月		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4				
大阪市建設局																
パークレット	企画提案															
	設計															
	関係協議・調整															
	製作															
地域情報案内板	企画提案															
	設計															
	関係協議・調整															
	製作															
維持管理・広告業運営																

R7.3.31まで

(図表) 業務工程(予定)

7. 業務内容

- ①パークレットのデザイン、什器・設備等の企画提案
 - ・「8.企画提案について」参照
- ②関係者協議への同席・調整・資料作成
 - ・景観重要公共施設（当初占用申請時）の協議（大阪市都市計画局）、道路管理者協議（大阪市建設局）、交通管理者協議（警察）等の関係者協議には、必要に応じて同席してください。なお、協議は別途業者が行いますが、パース等の協議に必要な書類の作成をお願いすることがあります。
- ③パークレット詳細設計
 - ・パークレットの詳細設計を行ってください。作成予定の図面は、平面図、標準断面図、施設構造図、照明計画図、配線図等を想定していますが、内容が一部変更になる可能性があります。
- ④パークレット施工
 - ・施工期間は2022年（令和4年）1～3月を予定しています。各書類の準備を行う他、安全策を講じて実施してください。
 - ・施工終了後の検査にあたって、施行内容の出来高・竣工に関する資料、契約に関する資料を含む精算図書を提出してください。
- ⑤地域情報案内板（デジタルサイネージ）施工業者との調整
- ⑥電気設備関連
 - ・ライブカメラ及び夜間照明を設置してください（配線工事含む）。
- ⑦維持管理・メンテナンス
 - ・パークレット設置後のメンテナンスを発注者の要請に応じて行ってください。費用は別途発注者と協議の上決定するものとします。

8. 企画提案について

(1)パークレットの整備・設計の考え方

- ① 本パークレットは2022年（令和4年）4月より供用を開始し、3年以上設置する予定です。10年程度の耐久性を想定し、管理運用に配慮された提案を企画してください。
- ② 歩行空間や御堂筋の風情に調和する上質な空間となるデザインとなるようにしてください。
- ③ 誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮し、歩行者の気軽な滞留空間となるように工夫してください
- ④ 夜間景観の演出照明について企画提案してください。

- ⑤ パークレットを安全に利用できるよう、反射板の設置、照明の設置等、安全策を講じてください。(下記「(2)デッキ」参照)
- ⑥ デッキや什器は構造部材以外木材とし、可能な限り国産材(大阪府産木材が望ましい)を使用してください。また、耐久性にも配慮してください。
- ⑦ テーブル・ベンチ等の数は定めません。各什器はボルト等での簡易固定とし(防護柵併設の固定ベンチを除く)、緊急時に取り外せるもの、レイアウト変更が容易なものとしてください。
- ⑧ パーゴラ(日よけ)を設置してください(別紙2,3参照)。なお、当該施設の基礎については、別途、大阪市建設局が先行して施工を行います。パーゴラの構造については、その基礎形状に即したものとすることが求められますが、異なる構造とする場合は、大阪市建設局との協議により問題等のない場合において変更を可能とします。
※変更の場合、基礎を含めた構造計算によって構造耐力上安全であることも確認を行ってください。
- ⑨ 乗り越え防止のため、防護柵の目隠し化粧板は併設固定ベンチの座面から543mm以上の高さを確保してください。
- ⑩ 車いす用スロープを南側に設置してください。スロープの傾斜は8%以下とし、また十分にデッキ上で転回できるスペースを確保してください。
- ⑪ 別途パークレット上に設置をする地域情報案内板(デジタルサイネージ)の運用・視認性を妨げないレイアウト・デザインとしてください。
- ⑫ 植栽については自由とします。
- ⑬ 本企画提案は受注事業者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては発注者と協議により決定するため、必ずしも提案内容どおりに実施するものではありません。

(2)デッキ

大阪市建設局が先行して、縁石、街渠、コンクリート及び平板舗装、パーゴラ及びデジタルサイネージ基礎、車両防護柵、地中の電気配管及び配線などを整備します(工事予定は工程表を参照)。その上部にデッキ(車いす用スロープを含む)を設置してください。車いす用のスロープを南側に配置し、デッキ上で転回できる余裕を持たせてください。

デッキは木材で製作することとしますが、滑りにくい加工などを施すなどして、利用者の安全面に配慮してください。

必要箇所に自発光鋸(デッキ角面)等の照明を設置し、夜間利用の安全策を行ってください。

(3)パークレットの整備条件

以下の什器・設備を製作し、設置してください。

項目		条件等	数量
パークレット本体	防護柵用 目隠し化粧 板	<ul style="list-style-type: none"> ・木材で製作すること。 ・ベンチからの乗り越え防止のため、防護柵の目隠しはベンチ座面から543mm以上の高さを確保すること。 ・車道側に反射板を設置すること。 	固定ベンチの規模にならうこと
	固定ベンチ	<ul style="list-style-type: none"> ・木材で製作すること。 ・防護柵目隠し化粧板を背もたれとした固定ベンチとし、化粧板と一体感のあるデザインとすること。 ・位置、数量については自由とする。 	定めない
	パーゴラ (日よけ)	<ul style="list-style-type: none"> ・風速40m/s以上の強風に耐える構造であること。 ・支柱をスチール材とする場合、溶融亜鉛メッキを施すこと。(※化粧する場合は不要) ・大阪市建設局が先行して設計、施工を行う基礎に留意すること。 	2箇所まで
	パークサイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ピクトグラム等を使用するなど、風景を妨げないデザインとすること。 	2箇所程度
	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な夜間景観に資する照明を配置すること。 	定めない
可動ベンチ・テーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・木材で製作すること。 	定めない	
ライブカメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・パーゴラ等、なるべく上部に設置すること。機器仕様については、協議により決定とする。※仕様は別紙5に記載 	1箇所	

9. 事業者の独自提案について

業務対象範囲の内外で本仕様書に規定されていない内容であっても、以下の趣旨に沿う提案は可能です。

- 1)木質を活かしたデザイン性の向上に資するレイアウト等整備
- 2)空間の使いやすさ、利便性の向上に資する提案

10. 成果品

以下の成果品を電子データ(CD)で納品してください。

- 1)打合せ議事録
- 2)本業務の整備に用いた設計書及び設置した各什器の仕様書
- 3)構造計算書(パーゴラのみ)
- 4)材料証明書
- 5)施工前、施工中及び完成写真データ
- 6)その他、必要に応じて発注者より指示するもの

11. その他の注意事項

- 1)取付経費、諸経費等は本業務の費用に含めます。また、本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受注者の負担とします。
- 2)本業務は、協議の上「業務委託共通仕様書 平成28年9月大阪市建設局」と「工事請負共通仕様書 平成23年3月大阪市建設局」の必要な項目について準拠することとします。
- 3)施工にあたり、通行者の安全面に十分配慮し、適切な養生を施してください。
- 4)施工場所に関係者以外が立ち入らないよう、パーテーションで間仕切るなど適切な処理をしてください。
- 5)本業務における成果品、データ等を含む作成物について、発注者が一切の権利を持つものとし、その利用において自由に行うことができます。
- 6)本業務の実施による成果品は、画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品してください。著作権等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、発注者はその責任を負わないこととします。
- 7)業務委託費の支払いは、原則、契約満了後、大阪市の検査合格となった以降に請求ができるものとします。但し、業務の円滑な遂行を図るため

- に前払金が必要であると認められるときは協議により内容を決定します。
- 8)本仕様書の解釈に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については発注者と協議の上、決定することとします。